

市民懇談会 記録

会議名	岩沼市民体育センター跡地活用事業に関する市民懇談会
日時	令和8年8月7日(金)18:00~21:15
場所	岩沼市役所6階 第一会議室
出席者	鬼澤市長、大友総務部長、新妻政策部長、佐藤建設部長
進行	安齋参事兼市長公室長事務取扱

市長公室長：今日は、岩沼市民体育センター跡地利活用に関する市民懇談会にお集まりいただき、大変ありがとうございます。本日、進行役を務めさせていただく、政策部市長公室の安齋と申します。よろしくお願いします。

まず、報道機関の取材に関してお知らせします。本日、報道機関数社が取材にお越しいただいていますが、カメラ撮影は懇談会の冒頭と終了後のみということでお願いしています。これは、カメラ撮影があることで発言内容に制約が生じてしまうというご意見に配慮したもので、懇談会の様子を撮影することはご遠慮いただきますので、ご了承願います。

なお、本日は記録作成のため、録音をさせていただきます。本日の記録につきましては、後日ホームページで公開する予定です。

それでは、本日出席の職員を紹介いたします。鬼澤市長でございます。総務部長の大友でございます。政策部長の新妻でございます。建設部長の佐藤でございます。以上の4名でございます。

はじめに、鬼澤市長から一言ご挨拶を申し上げます。

市長：今日は金曜日のお忙しい中、またお仕事帰りの方もいらっしゃるかもしれません。この集まりにお越しいただきまして本当にありがとうございます。

本題に入る前に、先月の熊本地震で亡くなられた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、今も避難所やいろんなところで苦しい生活を強いられている皆様にお見舞いを申し上げます。厳しい環境の中で救助や復旧に当たっておられる皆様にも深い敬意を表したいと思います。

本題でございますが、本日この会を開かせていただきました趣旨についてお話をさせていただきます。先日の大規模小売店舗立地法に基づく説明会はあくまでも市の主催ではございませんでした。市役所の前の土地全体に関して市から直接皆様にお話をさせていただき、皆様からのご意見を承る場が必要だと思ひまして、このような対応を今日これからと、今日出席できない方のために明日の午前10時からの2回開催することとなりました。今日はこの問題を放っておけないという思いから、皆さん集っていただいたものと思いますので、その思いにできる限り私自身真摯にお答えしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

市長就任後ようやく1か月とちょっと経ちましたが、「市がプロフェッショナルの立場からよく案を考えて皆様にお示して、それに皆様のご意見をいただき、多くの視点を取り入れた上で、私が責任を持って決断する。その決めたことを議会にお諮りして、お許しをいただいて実施をする。その手順を大事にしたい。」ということを繰り返し申し上げてまいりました。これまではこの順番がうまく機能しなかったのではないかと考えております。その点について、今から遡ってお話を

することにどのぐらい意味があるのかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私としては、やはり疑問があること、これは違うのではないかとと思われることについては、意見を交わしてお互いに意見が合致するところを見出すべきではないかというように思っている次第でございます。その思いから、本日この場をご用意させていただきました。今からその第一歩を始めてまいりたいと思います。

示す。対話する。必要ならば見直す。その順番で進めてまいりたいと思っております。アンケート用紙を会場の後ろにご用意しておりますので、この懇談会が終わった後に、喋りたかったけれども時間がなかったとか、発言はしたけれども言い残したということがございましたら、ぜひ皆様のご意見をこのアンケート用紙にご記入いただきまして、後ろの回収ボックスに入れていただければと思います。全て私がきちんと目を通していただきます。ご返答が必要な方は、ご連絡先をご記入されることを忘れずお願いしたいと思っております。それは、皆様の声をできるだけ聞きたいという思いからでございます。せっかくお集まりいただいても、なかなか発言ができなかったということでお帰りいただくのは私の本意ではございませんので、その点をお汲み取りいただきまして、ご協力をいただければと思っております。

これからの進行についてお話をさせていただきます。まずは市の担当者から、これまでの経緯を含めて、皆様重々ご承知のことであろうかと思いますが、改めてご説明を申し上げます。分からないところはご遠慮なくご質問いただければと思います。分かりやすく伝えることも行政として大切な仕事であると思っておりますので、精一杯努めさせていただきます。その後に、私が就任後どんなことをやってきたかについてご説明をさせていただければと思っております。その後で皆様からご意見をいただく段に入ってもらおうかと思っております。後ほど司会の方からも話があると思いますけれども、午後6時からスタートでございますので、あまり後ろが長くないようには努めてまいりたいと思っておりますので、スムーズな進行にご協力をいただきたいと思います。今日来てよかったと思っただけのように努めますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

市長公室長：まず、政策部長から跡地利活用に関する概要をご説明させていただきます。新妻部長をお願いします。

政策部長：岩沼市民体育センター跡地利活用の概要につきましては、すでにご承知の方も多くいらっしゃるかと思いますが、資料に沿って簡単にご説明させていただきます。

はじめに、『1. これまでの経緯』でございます。老朽化に伴いまして、令和5年度末で廃止となりました岩沼市民体育センターの跡地利活用につきましては、令和6年3月に策定した『岩沼市行政改革取組方針』において、民間事業者への貸付けを行う方針を公表させていただきました。その後、令和6年12月議会で市政報告を行い、具体的な検討を開始した次第です。翌年2月にはアンケート調査、3月に意見交換会を実施させていただきまして、5月23日に公募を開始したという経緯でございます。こちらの公募につきましては事業グループ3者から応募がございました。プレゼンテーション及びヒアリング審査を行いまして、貸付事業者の選定を行ったところです。その後、契約締結に向けて事業者と協議を進めておりましたが、契約時期が近づくにつれて多くのご意見等が寄せられましたことから、従前どおり市長裁量で契約を締結するのではなく、議会

でご審議いただいたほうがより慎重であろうという判断から、令和 8 年 2 月議会において契約締結の議案を提案させていただき、3 月 10 日に可決いただきました。議会の議決を経て、4 月 10 日に公正証書により正式に契約を締結し、5 月 1 日から借地開始となっております。

続きまして、『2. 貸付事業者及び出店事業者』でございます。貸付事業者につきましては、仙台市太白区の(株)福重企画（以下「福重」という。）となり、福重が建物を建築、所有する形でテナントとしてドラッグストアモリ（以下「ドラモリ」という。）及びスターバックスコーヒー（以下「スタバ」という。）が出店する計画となっております。

次に『3. 貸付料及び貸付期間』でございます。貸付料につきましては、財産の交換、譲渡等に関する条例の規定に基づきまして、土地評価額の 4 パーセントに相当する額として算定しております。なお、土地評価額という部分につきましては、岩沼市は固定資産税評価額を採用しておりますが、こちらの貸付料が違法だという主張がございまして、現在訴訟が提起されているという状況です。市といたしましては、あくまでも適正な価格の範囲内であるという認識でございますが、現在裁判中だということで、こちらについては今後の裁判の中で主張していくことになります。貸付期間につきましては、事業者からの提案に基づき 31 年としています。これは、テナントとの契約が 30 年ということで、そこに建物の建築、解体の期間を含めた期間となっております。なお、この契約は事業用定期借地権設定契約というもので、契約終了時には福重の負担と責任で建物を解体し、更地の状態で市に返還することが義務付けられています。

以上、簡単ですが事業の概要についてご説明させていただきました。

市長公室長：続きまして、大規模小売店舗立地法に基づく説明会後に進捗がありましたので、建設部長から今後予定されている交差点改良に関してご説明させていただきます。佐藤部長お願いします。

建設部長：お配りしております A3 版の 1 枚もの、こちらの方で説明をさせていただきます。

現在、市役所前の交差点で行われております桜一丁目地内交差点改良工事についてですが、初めにこの交差点改良事業を実施した経緯についてお話しします。市役所の出入口前の交差点には信号機がありませんでした。そのすぐ西側に押しボタン式信号機がありまして、近い距離に交差点が連続する複雑な道路構造となっております。この交差点が連続する状況は交通事故のリスクが高いと考えられますので、市としましては、二つの交差点を統合するなどの交差点の安全対策が必要だと考えておりました。そのような中で、市の政策として体育センター跡地の利活用が検討されることとなり、交差点の安全対策について先行して対応する必要性が生じたので、急ぎ県警本部との交差点協議を進めることになりました。県警本部から指導があった安全対策等を踏まえて計画した交差点改良の内容がお配りした資料になります。主な変更点が 3 点ありますので順に説明をさせていただきます。

まず変更点の一つ目です。信号機の移設、右折レーンの設置です。完成イメージ写真の①をご覧ください。既設の押しボタン式信号機が撤去されて、市役所前の交差点に新しい信号機が設置されます。二木大通線には右折レーン及び右折信号が設置され、交差点内の歩行者用横断歩道は図にある通り、コの字型に設置されます。

変更点の二つ目です。交通規制です。完成イメージ写真の②をご覧ください。市役所と小島病院

の間の市道、市役所西通線と言いますが、これと二木大通線のT字路に、警察の指導によりまして、安全対策としてゼブラゾーンと横断防止ポールが設置されます。交差点改良後は、右折イン右折アウトができなくなるということでございます。

変更点の三つ目です。市役所内の出入口についてです。完成イメージ写真の③をご覧ください。市役所から二木大通線への右折レーンが廃止され、グリーンベルトの歩行者通路が整備されます。歩行者保護のためにポールも設置する予定でございます。市役所出入口の北側ゲートは、これまで閉庁時間は閉鎖されていましたが、常時開放となります。また、市役所駐車場の出入口は3箇所ありましたが、一番北側が閉鎖されて2箇所の出入口になります。

主な変更点につきましては以上になります。なお、交差点改良の内容につきましては、市のホームページにも掲載されますので、併せてご確認いただければと思います。

市長公室長：続きまして、市長から今後の方針についてご説明させていただきます。鬼澤市長お願いします。

市長：それでは私からご説明を申し上げます。就任後に行ったことについて、まずご説明をさせていただきたいと思います。

これはマスコミの報道等にもご回答しております通り、私としては白紙撤回ができるものであれば白紙撤回したいという方針でずっと活動をしてまいりました。最も理想的なゴールとしては、市の負担なしに体育センター跡地を更地に戻すこと、これが理想のゴールでございます。まずはこの可能性を探りました。それで行ったこととしましては、庁内の調査を行いました。これは手続き上の問題等がないかを確認するためでございます。担当部局から500を超えるファイルの提出がございました。契約書、それから公式な記録はもちろんメールのやり取り等です。それらを精査して結果を弁護士に相談しております。これは市の顧問弁護士ではない方に改めてご相談をしている状態ですが、その結果は遺憾ながら全く市の負担なしでこの理想のゴールという形を実現することは不可能であろうという判断をいただいております。今後、元々のプロポーザルの募集要項ですとか、契約そのものに法的に無効というようなものがない限りは、この契約は非常に堅固な形で有効であるという結論に達しておりますので、まず一番目の市の負担は全くなくして更地に戻すということは、ほぼ現実的ではないと思っていますところでは。

その次に、賠償金等の損害賠償を行ってでも契約を解除するということの可能性を探りました。結論的には、残念ながらこちらかなりハードルが高いという現状の回答でございます。なぜなら、土地を借りる相手方である福重に責任を求めるべき事項が今のところないからでございます。相手方の責に帰すべきことがないところ、一方的に契約を破棄するということは、まずほぼできません。これは、あの土地が普通財産であり民間と民間の契約と同じ契約だからでございます。

もう一つ頼りにしたところもあります。細かい話になりますが、地方自治法の第238条の5第4項に、普通財産を貸し付けた場合、その貸付期間中に地方自治体等が公用または公共用に供するため、公共の目的として使う必要が生じたので、この契約を破棄したいということを申し出ることができるようになっております。これは自治体の長、つまり岩沼市であれば岩沼市長の権限で契約を解除することができるという規定でございます。ただしその続きとして、前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人の福重は、これによって生じた損失につき、その補償を求

めることができるという規定が併せてございます。ですので、このままこの条項を受け入れれば、私は契約を解除できる権限はありますが、補償をしなければならないということです。ではその権利を行使すれば良いのではないかということになりますけれども、この公用または公共用に供するため必要を生じたときという事例は、非常に認められたケースが少ないのです。ハードルがとても高いです。具体的にこう使うというような計画を併せて提示した上で、ようやく認められた事例が一つだけ見つけることができました。現段階であそこをどうするかという計画はもちろんございませんので、この状態ですぐにこの権利を行使するということは非常に難しいだろうと思っておりますし、その権利の行使につきましては、これは議論が伴います。果たしてその行使が正しいものだったのかどうかということで、契約の解除自体が違法であったり、首長の裁量を逸脱と評価される余地があったりする場合、これは今やっている住民訴訟と同じ形のものが、今度は私に対して発生するリスクがあるということでございます。もう一つ、今回の契約は事業用定期借地権という契約でございます。この契約は、原則中途解約不可の契約でございます。ですので、先ほど申し上げた首長に認められている公用を理由にした契約解除が、この事業用定期借地権に対して有効かというところは、まだ議論の余地がある、確認をする必要があると思っております。それで今のところ、賠償金を支払ってでも契約を解除するという選択肢も非常に難しいのではないかと思っております。

では、どうする道が残されているかというところです。これは相手方のある話ですが、合意解約という形で、相手方とお話しをして、こういうことであれば、こういう条件で解約しましょうというようなお話し合いの余地があるかどうかです。これにつきましては、先ほど申し上げた賠償金を支払ってでも契約解除することの結論を得るところに非常に時間がかかっておりましたので、合意解約に関しましては今後の検討という形になります。私から今報告できるところは以上でございますが、引き続き先ほどお話しいたしました通り、お盆明けに今までの顧問弁護士さんとは別な方に現地を視察していただきながら、何か打てる手がないかということを検討してまいります予定でございます。以上、私がこの6週間でやってきたことのご報告となります。

市長公室長：市からの説明は以上となります。皆様のご意見が終わるまで続けたいとは思っておりますが、あまりにも遅くなる場合は、途中で切らせていただく可能性もあります。冒頭市長から申し上げた通り、発言ができなかった、もう少し付け加えたいというものがあれば、一番後ろにアンケート用紙をご用意しております。FAXでも郵送でも直接でも構いませんので、市の方に提出していただければと思います。それでは、皆様からご意見をいただければと思います。ご意見のある方は挙手いただければ、係の者がマイクをお持ちしますので、マイクが届いてからご発言をお願いします。

参加者：市長から先ほど全体の流れについてご説明をいただきましたが、「市有地の健全な活用を求める会」としての基本的な考え方を共有しておきたいと思っております。岩沼市が民間企業に対して、市民の財産を犠牲にしてまでなぜ支援しなければならないのか、これは多くの市民の利益や社会の豊かさにつながるものではないと考えております。この31年という長い年月の中では、経済・社会情勢、そして市民のニーズが大きく変化してまいります。私はこの土地を岩沼市民の大事な

社会資本であると捉えておりますので、次世代へしっかりとつないでいってほしいと願っております。

そこで、1点目の質問ですが、あの土地について私は社会資本であると考えておりますが、市としてはどのように位置づけていらっしゃるのか、お聞かせください。

次に、まちづくりとあの土地との関連についてです。まちづくりにおいて「経済が絶対条件」という時代は終わっております。いかにして社会資本を充実させるか、これこそがまちづくりの基本であると考えております。体育センター跡地は岩沼市民にとって大切な社会資本です。現在進行中の事業については「賑わいを創出する」「イメージアップになる」と考えて進められているようですが、私はこの地域において、賑わいやイメージアップどころか混雑が生じ、市民生活に大変な支障をきたすのではないかと懸念しております。それによって、かえって岩沼のイメージダウンにつながるのではないかと考えております。もし現在計画されている事業を実施しようとするのであれば、市内には商業に適した空き地が多数あるはずですが、なぜそのような場所を利用しないのでしょうか。また、保健センター前の1,680坪もの土地を、31年間という長期間にわたり年間830万円という低額で貸し出すという発想はどこから生まれたのか、お聞かせください。

3点目の質問として、私たちは本計画を白紙に戻すよう署名活動を行っております。6月30日現在で5,305名のご賛同をいただき、同日、仙台地方裁判所へ提出いたしました。この「5,305名」という数字は、先般行われました市長選挙当日の有効投票者数の15.12パーセントに相当いたします。市民の熱い思いを無駄にするわけにはまいりません。この5,305名から署名をいただいたことに対して、市としてどのように受け止めていらっしゃるのか、また今後どのように対応しようとしているのか、お考えをお聞かせください。体育センター跡地は、岩沼市にとって重要な社会資本です。将来のまちづくりの可能性を縛るような取り組みには断固として反対いたします。現在進められている計画の白紙撤回を強く要望いたします。どれほどの費用がかかろうとも、31年間もあの土地を外部の事業者委ねるわけにはまいりません。繰り返しになりますが、あそこは大切な社会資本です。したがって、現時点で費用が発生したとしても、将来のために計画を元に戻すべきであると考えております。

最後に、先ほど申し上げましたとおり、周辺地域で混雑が生じ、市民生活にも支障をきたすことが予想されます。これについてどのように受け止めていらっしゃるのか、市の考えをお聞かせください。以上4点について、ご回答をお願い申し上げます。

市長：まず1点目、あその土地が岩沼市の大切な社会資本であるということ、それについて市役所がどのように認識しているかでございますが、私としても全く同じ思いでございます。だから私もこのような訴えをしてまいったということは、こちらにいらっしゃる皆様をご存知いただいているものと思っておりますので、社会資本ではないと思っているわけではございません。

2点目、31年間という長期にわたって、かつ830万円という値段で貸し出そうという発想がどこから来たかというご質問でございました。私が先ほど申し上げた庁内の調査において記録を理解している限りではございますけれども、執行部はこの事業が岩沼のイメージアップになるという前市長の判断の下、それをどうやって実現するかということを考えてまいったということしか読み取ることができませんでした。31年という長い月日についてご指摘があった通り、経済の状況も社会のニーズも変化するものではございますけれども、私としては当時そのような判断がな

されたということしか申し上げることができません。議会の中では、この事業を行うことによって得られる経済効果のシミュレーションなどの提示もございました。それが当時は間違いなく岩沼市民のためになるという判断をしていたということでございます。

続きまして、5,305名の反対の署名についてどのように受け止めているかについて申し上げます。私も決して少ない数字だとは思っておりません。有権者の方にそのような活動にご賛同いただくためのハードルもものすごく高いものと思っております。私もこの点を弁護士に伝えていました。弁護士からの見解をそのまま読み上げさせていただきます。「5,000筆を超える反対署名が集まるなど、地域の反対が強い状態にあったとはいえ、まだ市民の多数意見が表明されたとは言えないでしょう。市長選挙における貴職の公約の中には、前市長の下での契約について賛否が示されていたでしょうが、それをもって前市長と議会が正式に決めていた計画を法的に否定してしまうことはできないでしょう。契約の解消までに進むためには、契約の解除、別目的による土地利用について、これまでの議会の多数意思と前市長の意思をも超える主権者市民の意思が示される必要があると思います。」ということでした。私も有権者の1割以上の反対署名というのは非常に強いものだと思っておりました。一丁目一番地の公約ではありませんけれども、私もこの計画はもっと議論が必要だということを主張して戦ってまいりましたので、私が市長になったこと、それをもって民意が示されたもの、判断されるものと思っこのような質問を投げかけましたが、弁護士からの返答はこのようなものでございました。こちらの弁護士さんは、長年にわたって関東の方で市民側の弁護士として活躍されている弁護士の先生でございます。その先生からこのような返答をいただいたことで私は認識を改めなければいけないと思っている次第でございます。

最後に追加いただきました混雑についてですが、今でも朝の7時台、8時台までは、市役所の前は混雑しております。新たな商業施設ができることで、混雑は減ることはないと思っております。今まで以上に車の往来が増えるとは思っております。その対策として、市役所前に信号機を設置して安全対策をしようと思っこの次第であります。

参加者：私の質問に対して総務部長は何かないですか。

総務部長：私の立場としては只今市長が申し上げた通りでございます。

参加者：行政側の立場としてではなく、一市民としてどのように考えていらっしゃるのかをお聞きたいのです。総務部長は岩沼市にお住まいですね。先ほど私が申し上げました周辺の混雑に関する問題や、あの土地が重要な社会資本ではないかという点、そして31年間という期間の妥当性についてなど、さまざまな課題を挙げさせていただきました。これらについて、総務部長個人としてはどのようにお考えになっているのか、見解をお聞かせください。

総務部長：公式な場でございますので、個人的な意見につきましては差し控えさせていただきたいと思っこの。

参加者：仕事というものは、そうした形式的な側面ばかりではありません。常に「地方自治法に則り」とおっしゃいますが、法律はあくまで便宜上存在するものであり、市民がどのように考え、どのような思いを抱いているのかを汲み取ることこそが、行政職員としての務めではないでしょうか。そうした視点を持たずに業務を進めていては、私たち市民との溝は深まるばかりです。総務部長がそのようなお考えではいけないと思っこの。ぜひ、あなたご自身の本音をお聞かせください。職員の皆さんは、職員であると同時に一人の市民でもあります。そして職員とは、市民に対し

てサービスを提供しなければならない存在、すなわち公僕であるはずです。

市長：その点に関しまして個別にはお話しできますが、この件を議論している議事録にも彼らは補助職員として、この計画はこうであるべきじゃないかという意見をきちんと述べている記録が残っております。先ほど職員としてではなくて市民としての発言ということでございましたが、この場ではそういうことができないことはご了承いただきたいと思います。

参加者：理屈での対応ではなく、人間として、市民としての情を私は聞きたいです。人間の情がなければ仕事はできませんよ。政策部長どう思っていますか。

政策部長：おっしゃるところもその通りだなと思う部分もございます。今回の件については、我々行政を担当する者として、利用が終わった体育センターの跡地をどう活用していけばいいかと検討して、もちろん社会資本というこの場所について大切な財産だということも当然理解しています。我々もあそこがすごく大事な財産なので、そこを活用して何とか賑わいを創出したい。思いは同じだと思っています。ただ、その目的を具現化する方法ですとか向かっていくところが少し違ったのかなと思います。あの土地が大事だという思いは同じです。

参加者：今回の事業はドラモリやスタバなど、商業ベースの計画になっていますよね。岩沼市内には、そうした店舗を出店するのにより適した土地がほかにも十分にあるのではないのでしょうか。だからこそ私は、あの場所を重要な社会資本と捉えており、将来の岩沼市民にとっても大切な土地であると考えております。商業施設を誘致するのであれば、ほかにもふさわしい場所が様々あるのではないのでしょうか。

行政職員として、そうした点についての検討や配慮はなさらなかったのでしょうか。

参加者：市の職員の皆様は、実に残念ながらお立場上、組織に仕える身でいらっしゃいます。市長が代わり「この方向で進める」と示されれば、その方針に沿って法律や制度を十分に検討しながら業務を遂行していかなければなりません。このプロセスの中では、「これはおかしいのではないかと意見や声を上げた職員の方も、きっといらっしゃったはずですが。しかし、その当時のトップによってその意見が聞き入れられなければ、どうすることもできなかったのだと思います。ですから、私たちがここで市の職員の方々を責めたところで仕方がないと考えております。どうにもならないことだったのです。ただ、新しい市長がこのような強い思いを持って取り組まれているのであれば、市長が代わった今、新たな方針に沿って「自分たちはどのように考えを改めていけばよいのか」という視点に立ち、ぜひとも現在の市長を支えてあげていただきたい。そのことを切にお願い申し上げます。

参加者：交差点のご説明がございましたが、その中に「カラー舗装」という項目がございます。このカラー舗装の幅は何メートルなのでしょう。これについては以前、土木課長とお話しをさせていただいた際、当初は「1メートル」というお話でした。しかし、保健センターをご利用される方の中にはベビーカーを使われる方もいらっしゃるだろうということで、少なくとも2メートルは必要ではないかとご提案をさせていただいていた経緯がございます。

それから、借主となっているのは福重ですが、同社は宅地建物取引業者、つまり不動産業者です。ドラモリやスタバではありません。そうすると、基本的に「適正な対価であるかどうか」の判

断基準は、内部規律や条例、規則といったものばかりではなく、やはり「時価」であると考えます。私も不動産関係の仕事に携わっておりますが、取引の際にまず確認するのが、国土交通省が提供している「不動産情報ライブラリ」というウェブサイトです。そこで「桜（地区）」と検索すると何年分ものデータが出てまいりまして、土地の価格も分かります。それを確認してみますと、平米あたり9万円台です。3万円台ではございません。相場としては約3倍になります。土地の面積が大きい場合は「広大地」として多少評価が下がりますが、それにしても評価額が全く異なります。あとは利用形態や収益性の問題です。不動産業者は土地を借り受けた後、テナントから毎月賃料収入を得ることになります。このような形態の場合、通常の貸付けという形で貸し出したとしても、いわゆる内部監査だけでなく、外部監査の対象になり得るケースです。もしドラモリやスタバに直接貸し出すのであれば、そのような問題は生じません。「建て貸し」というのは、基本的に転売と同じ構造です。不動産取引の手法としては存在するものの、私としてはこれを受け入れるわけにはまいりません。

例えば、仮にこのまま事業が継続され、白紙撤回にならないと決定した場合について、一つ提案を考えました。「企業版ふるさと納税」という制度がございます。もし設定賃料が相場より安いというのであれば、その差額分について福重に「市へ寄附をしてください」と提案する形です。企業版ふるさと納税を活用すれば、寄附額の最大約9割が法人税等から控除されますので、企業側にとっても不利益にはなりません。

ただし、一つ問題となり得る点があります。審査の過程で「土地を不当に安く貸し付けた見返りとして寄附をさせた」と判断された場合、企業版ふるさと納税では見返りを受けることが禁止されているため、脱税とみなされるリスクが生じます。この点についても非常に苦慮した上での発想ですが、仮に白紙撤回が叶わないのであれば、安く貸し出している分のいくらかでも寄附という形で岩沼市に還元できないか、という趣旨でございます。

最後に、市の担当者の皆様にもお聞きしたいことがございます。皆様ご自身が岩沼市内に所有する個人の土地を第三者に貸し付ける際、「この金額は相場通りですか」「固定資産税評価額ベースの賃料で良いですか」とご自身に問いかけてみてほしいのです。これはまさに「当事者意識」の問題です。市の職員の方々には、「自分自身の財産を貸し付けるのだ」という当事者意識を持って業務に臨んでいただきたいと考えております。これまでも様々な議論があったかと思いますが、この意識を持つことこそが最も重要なことであると考えております。

建設部長：市道桜15号線のカラー舗装についてご回答申し上げます。当初の計画では幅1メートルでございました。しかしながら、その後事業者側にご相談・お願いをし、1メートル分セットバック（後退）していただけないかと協議を行いましたところ、ご了解をいただくことができました。したがって、現在は幅2メートルのグリーンベルト（カラー舗装）を設置する予定で進めております。

市長：転貸した場合、宅建業者は収益性の監査を受ける必要があるということですか。

参加者：必要性があるではなくて、対象になり得るということです。

市長：私どもの方におきまして、福重がどれほどの収益を上げられるのかという点につきましては、大変関心を持っているところでございます。しかしながら、皆様もよくご承知の通り、これは民間事業者同士の契約でございますので、岩沼市としてその契約内容の開示を求める権利を有し

ておりません。具体的には、例えばテナントとどのような賃料で契約を締結されているかといった点について、私どもから開示を求めることはできないのが現状でございます。そのため、もし監査を受ける義務があるということであれば大変心強いと感じたのですが、「必ず受けなければならない義務がある」というわけではない認識でございます。どのようにして監査を受ける対象となり得るのかにつきましては、この場でお答えいただかなくても結構でございますので、後ほどお知恵をお借りできればと存じます。

それから、3点目の企業版ふるさと納税の活用につきましては、おそらく内部でも検討した経緯があったかと思しますので、ご回答をお願い申し上げます。

市長公室長：企業版ふるさと納税につきましては、ただいまお話がございました通り、活用できる可能性も想定されるところではございます。しかしながら、やはりご指摘の通り、不当な利益供与や脱税とみなされるような法的リスクが生じる懸念がございました。実際、過去に一度お申し出をいただいた経緯もございましたが、市としてお断りをした経緯がございます。結局のところ、土地を貸し出している対象企業から寄附を受け取るという構造は、見返りや利益供与と受け取られかねず、非常にリスクが高いと判断し、現時点では一旦検討を保留とさせていただいております。したがって、制度上法律的に対応が可能かどうかという点につきましては、今後もう少し慎重に研究・勉強させていただきたいと考えております。

市長：自分の財産として認識するよにという、これはご意見といいますかアドバイスということ
で認識させていただきます。全く私もその通りだと思います。

参加者：今の質問に関連してお伺いいたします。こちらの図面にある緑色の部分につきましては、「市道桜15号線」という市道になりました。2月の議会で市道に認定されたことによって、不特定多数の方が利用できる道路となったわけです。本来であれば保健センターへのアクセス通路であるはずの道路が、市道にされたことによって、商業施設を利用する車両の利便性を図るための道路になってしまったのではないかと理解しております。その上で、この緑色の歩道（カラー舗装）が現在は桜15号線の東側に配置されていますが、ここにはドラモリの出入口が2箇所設置される予定になっています。そこを車椅子を利用される方や妊産婦の方、小さなお子様を抱えたお母さま方が通行されるわけです。車両の出入口が2箇所もある場所にこのような歩道を設けると自体、安全上不適切ではないでしょうか。むしろ西側にこの歩道を配置していただくなど、ドライブスルー等の車両がここを通らずに済むような安全対策・通行方法を検討していただかなければ、市民の安心・安全を損なう恐れがあります。この件につきましては、後ほど市役所に対して要望書を提出する予定でおります。

次に、政策部長から「岩沼市民体育センター跡地の利活用について」のご説明をいただきました。令和6年3月5日に始まり令和7年3月8日に至るまでの期間は、すべて「市民体育センター跡地の未利用地の払い下げ及び利活用」という前提で進められていたはずですが、それにもかかわらず、なぜ途中で保健センターの駐車場まで貸し出すことになったのでしょうか。その変更に至った経緯についてお聞かせいただきたいと存じます。

なお、この点につきましては白紙撤回の議論とは切り離し、純粹に「どのような経緯でこのような決定に至ったのか」という背景・事実関係についてお教えいただきたいと考えております。

建設部長：歩行者通路を東側ではなく西側に配置してはどうかというご意見をいただきました。しかしながら、西側に位置するスタバに関しましても、2箇所の出入口が設置される予定となっております。したがって、どちら側に配置した場合におきましても、出入口と交差する状況自体は同様でございました。また、道路の設計方針につきましては、元々出店する具体の企業が決まっていない段階から検討を開始した経緯があるため、現在の東側に設置する計画としております。今回の計画では出入口が存在することになりますので、その対策といたしましては、ポストコーンを連続して配置し、グリーンベルト（歩道部分）に車両が進入しないよう物理的な規制を行う予定です。

ただし、車両の出入口部分につきましてはどうしても開放せざるを得ません。そのため、例えばその箇所を横断歩道のようなデザインにするなど工夫を施すことで、ドライバーに対して注意を促すことができるのではないかと考えております。どのような手法が最も確実に効果的かにつきましては、今後の施工・工事の過程において柔軟に変更や検討を行ってまいりたいと考えております。

政策部長：2点目のご質問でございます「なぜ西側の敷地まで貸し出すことになったのか」という点についてお答えいたします。実は、これまで駐車場として使用していた西側の土地につきましても、元々は体育センターの敷地でございました。これまでは未利用の状態であったため、便宜上、保健センターの利用者の方々に駐車場としてご利用いただいていたという経緯がございます。したがって、財産管理上の区分といたしましては当初より体育センターの敷地であり、本利活用計画の対象区域に当初から含まれていたものでございます。

参加者：本日はご回答をいただく必要はございませんので、メモにとどめておいていただきたいと思います。言いっぱなしの形にはなりますが、ご容赦ください。以前、コミュニティセンターの件で請願を提出いたしましたが、残念ながら議員の皆様にも不採択とされる結果となりました。世間にはあまり知られていないかもしれませんが、妥協案として「集会所を作らせるから、そこを借りればよいではないか」というお話があったと、地域の方から耳にいたしました。「これは事実と異なる」ということがあればご指摘いただきたいのですが、仮に事実だとすれば、そのような指示や方針を出されたのはどなたなのでしょう。

併せまして、二木大通線から敷地内へ直接車等が入れる進入路は設けられる予定になっているのでしょうか。以上についてご確認をお願いいたします。

市長：二木大通線から敷地内へ直接車等が入れる進入路を設ける予定はございます。

参加者：交通事故の恐れがあるから警察では制限するはずですが。私も経験があります。それから受益者負担だということで、職員から駐車場代として 500 円取っています。ところが議員さんからもらっていませんよね。それを調べてほしいです。

参加者：桜一丁目の交差点改良工事には防火水槽の工事も入っているのでしょうか。

建設部長：防火水槽の工事は入っていないです。

参加者：防火水槽の工事と交差点改良工事と信号機の設置工事の概算費用はどのくらいですか。

建設部長：防火水槽につきましては、申し訳ございませんが詳細を把握できておりません。また、信

号機の設置につきましては警察が管轄しておりますので、費用については把握いたしかねます。

交差点改良工事の費用につきましては、概ね6,000万円程度であったと記憶しております。

参加者：県の工事も含わせて1億2,000万から1億5,000万くらいかと思っています。ではこの工事は何のために行っているのでしょうか。

建設部長：土地の利活用があるということで、道路の方はどうしても混雑しますので、市民の方の安全を守るために、交差点の改良工事を行っているというところでございます

参加者：防火水槽は何のために行って、どこで作ったのですか。

建設部長：元々あった施設の防火水槽が不要になったため撤去したはずです。

参加者：結局私が伝えたいのは、この工事は何のためというのを今話伺いましたが、これは市民のためでも何でもありません。基本的にこのような工事は、例えば生協を建てたときでも道路を広げるには生協でお金を出しています。この工事は事業者が出すべきではないですか。それが当たり前の話であって、なぜ市がお金を出すのでしょうか。市民が1人でも恩恵を受けますか。

建設部長：今後そうなると思って私達は仕事をさせていただいています。

参加者：新妻部長が市議会でこれは便宜を図っていると答えていましたよね。

政策部長：そのようなことは言っていないです。

参加者：「結果的には」と言ったようです。総務部長はこの件に対してどう思いますか。

総務部長：先ほどの説明があった通り、交通安全上必要だから交差点改良を行うという認識です。

参加者：ドラモリが進出されないのであれば、そもそも発生させたり使用したりする必要はないですよ。

総務部長：事業者を特定して進めたわけではなく、ここを利活用することになって、市民の方の安全安心のために交差点改良を行うという認識です。

参加者：本来であれば順序が逆ではないのでしょうか。これまでは市民の皆様が安全・安心に通れる環境があり、何ら支障も生じておりませんでした。それに対して、今回その場所にドラモリなどを誘致・建設することによって影響が生じるにもかかわらず、なぜ市が費用を負担しなければならないのでしょうか。これでは、事業者側に対して便宜を図ったと捉えられても仕方がないのではないのでしょうか。安齋室長はこの点についてどのように受け止め、お考えになっているのか、見解をお聞かせください。

市長公室長：繰り返しになりますが、安全安心のためと認識しています。

参加者：それと防火水槽です。防火水槽を新しく作ったかと思いますが、何のために作ったのでしょうか。

政策部長：防火水槽の撤去につきましては、あの土地をこれから貸し出すという段階において、撤去して綺麗な状態（更地）にした方が、市としての将来的なリスクを解消できると判断し、撤去を実施いたしました。なお、代替となる新しい防火水槽につきましては設置しておりません。

参加者：私が14町内会長をまとめて要望書を前市長に提出しました。そのとき、出席されたのは大友総務部長、安齋室長、そして町内会長として、中央三丁目町内会長と私で話しました。そのとき私は一番びっくりしました。今まで私も知事とか市町村長に話したことは結構あります。どこに行っても話は聞きますが、その場に行ったら、一切話を聞いてもらえませんでした。何しに来たという感じでした。総務部長あなたあの時何と言いましたか。中央コミュニティセンターを作る

とき、だったらもう南プラザとか北児童館も全部壊して、ここにまとめるなら作るっていう話を言いましたね。

総務部長：言っておりません。

参加者：言った言わないの議論をするつもりはございません。私自身がそのように感じたということであり、その感覚を皆様にも共有していただければ結構です。その後の話になりますが、あまりにも納得がいかず、市役所の若い職員3名に対して苦情を申し上げました。その後、5名で改めてその若手職員の方々にお伝えいたしました。「なぜこのような市民の声を聞こうとしないのか。市長だけでなく、市役所全体がそのような姿勢ではないか。このままでは岩沼市は衰退してしまう。」とお話しいたしました。その際、その若手職員の方々でさえ「2階にそうした施設を作るという話は出なかったのですか」とおっしゃっていました。私に言わせれば、最初からそのような配慮や検討がなされていれば、このような大問題にはなっていなかったはずです。その後、私に対して「住民監査請求の代表になってほしい」との依頼がございました。私自身は政治に関わるつもりは一切ございませんでした。しかしながら、その後の委員会や議会の状況は大変目につくものであり、このような対応が続くようであれば岩沼市は成り立たなくなってしまうと痛感いたしました。

最後に一点、安齋さんにお尋ねいたします。「集会所を貸すので町内会はおとなしくしてほしい」という発言をされたとのことですが、これは事実でしょうか。

市長公室長：「おとなしくしてほしい」といった発言は申し上げておりません。ドラモリの敷地内に集会スペースを確保していただくことができたため、「その件について一度お話を聞いていただけないでしょうか」という趣旨で、町内会長のお宅にお伺いした次第でございます。

参加者：それでは政策部長に聞きます。「このことはなかったことにしてくれ」とおっしゃいましたが、これはどういう意味ですか。

政策部長：具体的にどのようなタイミングであったか記憶しておりませんが、事業者より「建物の設計を一部変更し、集会施設のようなスペースを設けてもよい」という旨のご提案がございました。そのため、そのお話を町内会長へお伝えさせていただいた経緯がございます。福重から「ドラモリの敷地・建物に少しスペースを追加し、1部屋設けるような対応も可能です」というお話でしたので、その内容をもとに図面を作成していただいた次第でございます。

参加者：問題なのは、前市長が区長会において「ここに集会場を提案したところ、当該町内会から問答無用で断られた」とおっしゃっていた点です。この件につきましては、議長からも私に対して同様のお話がございました。このような事態が生じているのは、皆様方が明確なご説明をされていないからではないでしょうか。この件について、前市長が自らの判断で行ったことなのか、それとも前市長が皆様方に指示を出して行わせたことなのか、どちらなのかをはっきりとご説明いただきたい。

政策部長：実際に図面を持って町内会に伺ったことは事実です。

参加者：今回の一番の問題は、市長選挙が1月後にあるのに、なぜこの契約を行ったのかということです。たった1月待てばこんな問題は起きませんし、我々もこんなところに来たくはないです。そして我々はタダでしょう。あなた方は給料もらっているかもしれませんが。その思いを真剣に考えてください。このことについて担当の部長室長、なぜそこに契約があったのかを教えてください。

さい。

政策部長：もちろん4月8日に訴えの提起がなされたということにつきましては把握しておりました。実は、福重及び大河原公証役場と、3月の時点で日程の調整を行い「4月10日に契約を締結しましょう」という約束のもとで手続きを進めておりました。しかしながら、訴えの提起がなされたことを受け、私どもといたしましても顧問弁護士に相談をさせていただきました。このまま契約手続きを進めて良いものかという不安がございましたので、「どのように対応すべきでしょうか」「判決が出るまで待った方が良いでしょうか」と相談いたしました。その際、弁護士からは「こうした種類の裁判につきましては、判決が出るまでに1年といった期間が当然のようにかかります。その1年間、判決が出るまで契約を見送りますか」という問いかけがございました。併せて「仮にそのように契約を保留・延期した場合、間違いなく相手方（事業者側）から損害賠償の請求が発生することになります」とのご見解をいただいたところでございます。

参加者：たった1か月待つか待たないかの話です。普通の役人だったら誰だって待ちます。これが待たない理由を聞きたい。そんな弁護士の話ではありません。あなたは本当に上から言われたからやったのか、自分としてはどうなのかまず1人ずつお聞きします。

市長：今その点をお聞きになって、どのようにされるおつもりでしょうか。お気持ちは十分理解できますし、職員の方々としてもおかしいと感じていた部分があったのかもしれませんが。しかしながら、今それを問い正して職員一人ひとりをひれ伏せさせたところで、何の解決にもならないのではないのでしょうか。つきましては、この場で職員を過剰に詰めるような発言はお控えいただけますようお願い申し上げます。

参加者：それでは市長にお伺いします。今回、目的がはっきりしない工事、プロポーザルの決め方、1日で決めた議会の議決、監査請求の却下など、分からないことが多すぎる。我々は良い悪いは別で、事実だけ知りたいのです。議会と市役所の方で真実を暴くことはできないと私は思います。そのために、第三者委員会を設置して検討してもらいたい。これはぜひ新市長にお願いしたいです。

市長：第三者委員会の設置を強くご要望いただきましたので、どのような形になるか検討させていただきます。必ず報告します。

参加者：以前、市の担当者の方に対し「なぜ市道桜15号線を道路として認定したのか」とお尋ねいたしました。その際の回答は「信号機を設置するための基準があり、道路の交差点でなければ設置できないため」というご説明でございました。しかしながら、実際に信号機設置に関する全国統一の指針を確認し、検証を行いました。その指針によりますと、「絶対に必要な要件」に加えて「提示されている条件のうちいずれかを満たせばよい」とする要件が定められており、必ずしも公道交差点に限らず、敷地内通路であっても信号機の設置は可能であると規定されております。したがって、信号機設置のためにわざわざ認定道路にする必要はなかったのではないかと考えております。

参加者：交差点改良の費用は事業者が払うべきであって市が払うべきではありません。私はこれを事業者への利益供与だと思いますので、工事をストップさせてください。

市長：例えば土地開発をするときに、細かく面整備をすると、その細かい面整備に沿った道路が連続してしまって、結果的に曲がりくねった道路になってしまうということがあると思います。それを避けるために、市が大きく土地を区画整理し直して、道路を1本通して、後々住みよいまちに設計をするという場合があります。その際には、その道路は市の費用で整備します。何か商業施設を呼ぶためには、こういった整備が必要だというような判断を、当時の市長がしたとするのであれば、市がそういった将来の姿を見据えた形で、いろいろなことを整備するということは、全くあり得ないことではないと思います。ただ、利益供与になるかどうかという点については調査をさせていただきます。

参加者：私も怒りで言うと、今すぐ白紙撤回して更地に戻せという意見に大賛成で、第三者委員会の提案も発言するつもりでございました。やはり今は第三者委員会の第三者ですね、岩沼市にいい方向で答える市の弁護士は絶対に駄目です。ですから東京の弁護士に相談したということは素晴らしいことだと思います。そういう弁護士にお願いして第三者委員会で正しくほじくり出すことが必要です。市長が500ページにわたる資料を1人で調べていただいたのでしょうか。

市長：そのあたり疑問に思われる方もいらっしゃるかと存じますので、補足してご説明いたします。まず1点目として、確かに東京の弁護士に相談しております。しかしながら、その弁護士の方は基本的に対面でのご相談を原則とされている方であり、これまではFAX等を用いてやり取りを重ねてまいりました。ただ、そうしたやり取りが非常に煩雑になってきたことから、東北地方で直接ご対応いただける適任の弁護士をご紹介いただき、今後はその方に担当していただくこととなりました。次回ご報告する際に「東京の弁護士ではないのか」といった疑問が生じる可能性がございましたので、あらかじめご説明をさせていただいた次第でございます。

次に2点目として、資料の分量につきましては「500ページ」ではなく「500ファイル」でございます。ページ数に換算いたしますと、おそらくその10倍以上にのぼるかと存じます。これをどのようにして私が精査・確認したのかという点についてですが、現在はAIを活用して情報を処理することが可能な時代となっております。私自身のパソコン内（外部に情報が漏洩しない閉じた環境）で全情報を読み込ませた上で、「こうした点についてどのような議論がなされていたのか」「どのような経緯でこの決定に至ったのか」といった疑問点を質問し、その与えられた情報を基に回答を得られるシステムを導入・活用いたしました。したがって、私自身が膨大な資料の隅々まで一文字ずつ読み込んだというご誤解はなさらないよう、ご承知おきいただけますと幸いです。

参加者：分かりました。まず1つ目は、この第三者委員会の弁護士はその方、今ご説明がございました弁護士にやっていただくのが一番適切ではないかと思います。それから市長がAIを活用してということですが、今超AIというのがあります。やはり限界がありまして、いわゆるその質問の意図をどういう文章でインプットするかによってAIは回答が違ってきますし、嘘もつきます。ということで今超AIですから嘘もつきますので、やはり第三者委員会で再度500ファイルを徹底的に、その裏の裏を第三者委員会で調査するべきです。要は悪いことがでてくる可能性が強いのです。それは第三者委員会で、いろいろ事件でも、実はこうだったということがいっぱい出てくるんです。ですから、第三者委員会でじっくりと裏の裏を読み解いていただく。ここが大事だと思

います。それによって白紙撤回の糸口を見出せる可能性が大だと思います。

それから皆さんが今怒りの矛先を向けている方もいらっしゃるかもしれませんが、本来どうあるべきであったかということです。皆さんユートミヤをご存じですか。あそこはオープン 50 日で 10 万人、なぜ成功したかご存知ですか。市民 1,500 人、それから検討期間は 10 年ということです。やはりその富谷市というのは、市議会の議員もたくさんいらっしゃいますし、岩沼市とほぼ同じ人口です。そこで実際市議会議員は除いてかどうか分かりませんが、タウンミーティング、これは市長、職員、市民が直接対話をする。それからパブリックコメントというイベント、これは企画設計段階から公募をして、市民が提案する、そして市が聞く、検討するというのをやりました。それから最後にワークショップというツールを使って、テーマ別に市民参加で具体的な建設内容を産官学で検討して、これに 10 年かかりました。本来は解体ということが分かった時点で、多分先ほどの資料では令和 6 年ですが、もっと前から解体というのは分かっていたわけです。ユートミヤのような大成功事例、それからほかの市町村でもたくさんの市民参加のこういう具体的な方法論で大成功を収めた複合施設がたくさんあります。こういうことを政策部長、総務部長、建設部長は本来知っていて、そして市長にこういうやり方を提案するべきです。市長がおっしゃるように部長さんたちは宮仕えですから、イエスマンでしかないということも残念なことですよ。市長から強く言われたかどうか知りませんが、一切発言権はなかったかも知れない。でもこれも問題ですよ。そういうところを第三者委員会で掴んでいただきたいです。戻りますが、本来そういうことで産官学でね、3 年、4 年、10 年は非常に長いですが、定期的なディスカッションをして、積み上げていった結果がユートミヤです。本来はこうあるべきだったと思います。したがって、これは提案なのですが、今皆さん盛んにいろいろと意見を、または提案またはクレームを申し上げておりますが、収まりはつきません。この懇談会で終わりでは市民は納得しません。したがって、鬼澤新市長の公約にも市民会議というものがございます。私の提案は、この市民会議の一番目の課題、またはテーマとしてこの跡地問題をテーマアップして、そして週 1 回なのか、月 1 回なのか、そこは新市長である鬼澤さんにご判断を仰ぎたいと思いますが、定期的な会合を持って、産官学の人も入れて、弁護士も入れて我々の意見、クレーム、判断に対して専門家の意見を聞きながら、交通的な問題は警察官を呼んでもいいし、それから法律的な問題は弁護士の方の意見を聞く。そういったことで一つ一つ皆さんの大きな課題小さな課題も潰していく。それによってさらに白紙撤回に近づくことができるのではないかと思いますので、提案としては市民会議の一番目のテーマとして、この跡地問題をテーマアップしていただきたい。そしてその市民会議には当然職員である幹部職員のこちらに今日出席していただいた総務部長、建設部長、政策部長も参加して、そして議会で賛成した市議会議員も参加して、議論は叩くのも議論ですから。ただし、興奮してはいけませんよ。罵声を浴びせるのもいけません。私もこうやって勉強してきましたから、どういう議論をするかというのをちゃんと意識しながら議論していけば、賛成した議員はどう責任を取るのか、その議員の責任を迫りたいと思うのです。そういう議員も参加して、それから反対した議員も参加して、その参加する方法論は、つまりいつどこで誰がどのようにやるかというのは、鬼澤市長のご判断におまかせしますが、そういう市民会議にまず一番目のテーマとしていただきたい。そうすることで皆さんも、今後もちろんそんな全員じゃなくて代表の方ですね、皆さん知識豊富な方がいっぱいいらっしゃいますので、そういう方に参加していただいて議論を尽くす。ここが

大事だと思いますが、いかがでしょうか。

それとあともう一つ、すぐやる課ということの意見ですが、何も課を作る必要はなくて、今回若い職員にも相談したら、2階にそういうものを作れないかという意見がありました。つまり若い人の発想というのは素晴らしいですね。我々は年寄りですから、すぐやる課というのは若い人、各部から若い30代の人たちをメンバーにしたプロジェクト体制で、1週間以内に解決するみたいな目標を立ててやっていくこともいいのではないのでしょうかというご提案をさせていただきます。

市長：市民会議についてですが、現在、10月20日に開催を予定しております。こちらが1回目で、そのための準備をしております。ただ、いろいろ費用がかかるものですから、9月の補正予算でその経費のお許しをいただかなければいけません。ただし、そのテーマは私の一番の公約である駐車場の無料化です。これが一番の公約でございますので、それに対しての市民会議の設置を予定しております。ですので、申し訳ございませんが最初のテーマとしてこの跡地の問題を市民会議で扱うことはできません。もう一つ、市民会議はランダムな市民プラス専門の知識を持った方、例えば学識経験者とか、商工会の会長さんとか、そういった構成メンバーで考えておりますので、この問題に対して、そうやってランダムに選ばれた市民で議論することがいいのかどうかということはよく考えなければいけないと思っています。もう一つ、先ほどの第三者委員会で何かの結論を得られるとすれば、まずはその結論を待つべきではないかという考えでおりますので、その辺りを考えた上で検討させていただければと思います。

参加者：皆さんと違う視点で話をしたいと思って来ました。元々行政の方に対して疑問を持っています。何が言いたいかと言うと、市町村が意思決定をするときに、きちんとした意思決定分析みたいなことを行っていますか。分からないですよ。僕は自動車業界の人間ですが、複数案を検討するときには感情で議論できないので、きちんと複数案を並べて、利害関係者の内容でスコアを付けます。それぞれの利害関係者を含めて全体のスコアを点数付けします。複数案に対して、この案はスコアが300点、この案は150点みたいなスコアを付けます。それをやることで、それぞれの利害関係者に対して、それがAという利害関係者には利益がありますが、ほかの利害関係者にはデメリットがあるとかです。ただ、全体的に見たときにこれが最適というのは、きちんとスコアとして出るので。ケプナー・トリゴー法というNASAが使っている意思決定分析というものもあるのです。ケプナー・トリゴー法ではSAと呼ばれる状況分析、PAと呼ばれる問題分析、DAと呼ばれる意思決定分析、PPAと呼ばれるその意思決定をしたことに対して潜在的問題分析をします。それを意思決定した場合に、次に起きる潜在的な問題は何か。それに対して何をしなきゃいけないかというのをきちんと感情論じゃなくて、分析手法として、そういうものがあります。そういう分析を市町村がやっていないのではないかと思います。例えば今回の件に関しても、前市長さんがきちんと分析を行って、そういう客観的に見た点数をもって、ここの部分にデメリットがあるけど、これに関しては全体最適としてこの案なのですよというのをきちんと示していれば、こんなことになっていないです。自動車業界では一般的で、当たり前で、常に使っています。それをやらないと投資をするときに、じゃあ何でこの投資額で、この工場の面積でなければいけないのですか、その妥当性は何ですかと問われます。それを感情論じゃなくて、理論で説明をして、最適案を提案し、それに基づいてリスクも踏まえて、経営者は投資額だとか、プロジェクトにGOを

かけるということをやっているのです。この市町村の意思決定の中には、テクニックとして全然使われていないです。それをやれば済むだけなのではないかと思います。今回の件がいいとか悪いとかというのではなくて、そういうテクニックがあって、理論立てて意思決定をしていくという手法が市の中で一般的になれば、市長さんが変わったときに、何でこの案で決まったのだと新しい市長は言いますよ。理論的にこれとこれをきちんと評価をして、こういう意思決定、全体最適をもって判断をしていますと言えば、反論できないですよ。行政の方たちが行う意思決定は感情論になっては駄目なのです。感情論だけではみんなの最適になりません。今回の決定に関しては、きちんとそれをしていないから感情論になってしまいます。利便性を皆さんに提供するものがあるのか、公共性を提供するものがあるのか。または観光をする方に利益を提供するものがあるのか、案が3つあるとするじゃないですか。それぞれにスコアを付けます。どれが最適で、どういう評価をされているというのが、その場にスライドショーで映して議論できるわけです。なんでこの点数なのか、ここおかしいとか。今はそういう議論になっていません。だから感情論なのです。

市長：お話を聞いて、そういったことを指針の一つにして判断するというこの材料の一つにはなり得ると思います。ただ、その結果だけをもって判断できるのであれば、市長はいらないなとも思いました。市民の皆さんからの視点をいただくのも一つ、今のケプナー・トリゴー法からも視点をいただきながらだと思いますが、それだけをもって決めるのであればどなたかやっていたければと思ったのと、ただ私も全然これを知らないの、採点するのが誰なのかというところがちょっと気になりましたので、そこは勉強します。

参加者：先ほど市長の挨拶を聞いていますと、途中解約は非常に難しい、もう31年間貸し出すしかないのかというような気持ちにもなってしまいます。ただそこで質問したいのは、プロポーザルで公募をして3者が応募し、プレゼンテーションがあった中で、福重が一番良いという判断で市として採用されたのだと思います。ここでプレゼンテーションの中身なのですが、例えば「スタバが出店します」とか「ドラモリが出店します」といった具体的な話が出ていたのかどうかです。それとも「コーヒー店を設置します」とか「一般的なドラッグストアを設置します」、あるいはもっと大きく「商業施設を作ります」といったような、どのようなプレゼンテーションをされてそれを採用したのでしょうか。それによれば、例えばドラッグストアが開店したけれど途中で営業できなくなったような場合に、そこで解約する機会はないのだろうかということです。コーヒー店をやめたとしたら、福重側で「コーヒー店がダメになったから別の店を持ってこよう」ということが勝手にできるのでしょうか。要するに、プレゼンテーションの内容と違う業者が入ってくるとなった際に、それを阻止することはできないだろうかというのが、一つ希望のように感じています。ご検討いただければと思います。

政策部長：プロポーザルのときですが、福重からはスタバとドラモリという具体的なお提案がありました。スタバにつきましては市のイメージアップにもつながる点、またドラモリにつきましては、一般的なドラッグストアというより生鮮食品やお弁当・お総菜を取り扱うという点で、中央部にはスーパーがないという事情もあり、地域の利便性にもつながるというところで少し点数が高くなったと認識しております。

参加者：分かりました。スタバとドラモリありきですね。なくなった場合には契約と違うことになりますね。

政策部長：仮にどちらかが 15 年や 20 年といった途中の段階でお店が変わるといときには、岩沼市の承諾が必要になります。福重が勝手に別の店舗を連れてくることができる、ということではございません。

参加者：今日は、体育センター跡地に着々と建設が進んでおり、これに反対をされていた市長がどう対処されるのかということで、皆様集まられたのだと思います。白紙撤回が難しいということはお説明いただきました。先ほど鬼澤市長も少し触れられましたが、合意による解約の道だけが、31 年間にわたって市の土地を民間企業に貸し出しているという現実を変えられる可能性です。合意による解約にどうやって持ち込んでいくかについては、市長をはじめ幹部の皆様を知恵を絞っていただきたいと思います。私にも腹案はあるのですが、荒唐無稽なものですので発表は差し控えます。

しかし、どうやって合意に基づく解約に持ち込み、31 年間市民の財産を一企業に貸している現状を打破するかについて、皆様で知恵を絞っていただきたいと思います。我々は前市政に反対する鬼澤市長を後押ししたわけですが、今後我々が取るべき道は、どうやって合意による解約に持ち込めるかという点に期待をするだけです。なぜこのような事態になったのかというのは、簡単なことです。前市長が独断で進めてしまったからです。ここにいらっしゃる幹部の皆様も、その意向に沿うしかなかったのだと思います。ですから、今責められても困るわけです。ただ今後は、新しい市長のもとで、どうしたら市民の財産を市民の手に戻せるかということについて、英知を絞っていただき、頑張っていただければと思います。

参加者：安全面の配慮について質問したいと思います。この前の説明会でも出た話かと思いますが、騒音がひどいといった点に関する質問になります。通常、市と工事契約を結ぶ場合であれば、周辺への配慮をしてくださいというような条項が契約書に書かれていると思います。岩沼市ではないのですが、私自身も入札などで契約を結んだことがあります。必ず周囲の安全に配慮するということが書いてあります。何か問題が起きたときは発注者である市と協議のうえで配慮を行いますし、途中で苦情などがあれば、話し合いの中で対処の計画書のようなものを提出するわけです。今回の件に関しては、市がお金を出して工事契約を結んでいるわけではなく不動産としての契約ですので、そのあたりは私も詳しく分からないのですが、通常であれば環境に配慮するという契約になるかと思います。

話は変わりますが、私は岩沼市さんと行事で共催を結んでいるところがありまして、その共催の協定書にも「きちんと安全面に配慮してください」と書かれています。団体としてもそうした対応を求められますので、今回の福重との契約において、環境面や安全面に配慮した契約がどのようなになっているのかをお聞きしたいです。今のところ、騒音がひどいという苦情があるにもかかわらず、防音壁とまではいかなくてもシートなどを配置している様子もあります。交通整理の方もあまり見かけず、工事車両がずっと通行する場所にもなっておりますので、配慮に欠けているのではないかと感じております。

政策部長：そういったお話をいただいた際にも、私どもの方から福重に対して「こういった苦情が来ています」といったお話をさせていただいております。そこから、実際に工事を担当されている業者へ連絡・伝達を行っている状況でございます。

市長公室長：苦情を受けて一旦防音シートは設置したのですが、工事の関係で一回外している状況です。明日からまたシートが設置される予定となっており、そのように配慮してくださいというお話は市の方から伝えております。

市長：善管注意義務ということで、「周囲に振動、騒音、悪臭、有毒ガス又は汚水の排水等によって迷惑をかけてはならない」という事項が契約に盛り込まれております。大規模小売店舗立地法の説明会の際にも苦情をいただきましたので、これに基づきまして、市が直接福重に対して対策を求め、対応を行っていただいているところです。したがって、市としてはしっかりと指導を行っているということでございます。

参加者：A3 版の資料を見ますと、完成イメージ写真③で施工前には右折レーンがあるのに対し、完成イメージではそれがなくなっております。これでは交通渋滞になるのではないのでしょうか。また、グリーンベルトの幅につきましては2メートルでよろしいのでしょうか。

建設部長：市役所側につきましては、市道ではなく市役所の通路ということなのですが、警察との協議の中で「桜15号線の方の幅員と合わせるような形で交差点を作るように」という指導がございましたので、このような形になっております。市役所側のグリーンベルトにつきましては、その分広がっておりますので、2メートル以上になります。

参加者：警察協議で指導を受けたということですが、今現在右折レーンがあって右折・左折の両方ができたものが、今度は右折・左折・直進がひとつのレーンからとなるわけですから、渋滞することが考えられると思います。警察から言われたからということですが、市の方針として右折レーンは必要なかったのでしょうか。

建設部長：片方だけ右折レーンがあるなど、対面の道路構造と違うと事故が起こる可能性が高くなります。そのような理由がありまして、そこを合わせるという形にしております。それを信号機によって右折左折直進がしやすくなるというのは、警察との協議の中で話していました。

参加者：逆に、両側に右折レーンを付けるという方法もあったのではないのでしょうか。そのあたりにつきましては再考をお願いしたいと思います。また、保健センター側にセンターラインは付くのでしょうか。外側線は引かれるのでしょうか。グリーンベルトと車道の間はポールにするのか、それとも別の形にするのかという点ですが、私としては安全面を考慮して、歩車道境界ブロックを設置するべきではないかと思います。

建設部長：既設の保健センターの通路の幅員が7メートルでして、それを維持して市道整備を行う方針となりました。その中で、車道を2.75メートル、2.75メートル、路肩を0.5メートルとし、1メートルの歩行者通路を作る計画でしたが、今回さらに1メートル分を事業者にご協力いただきまして、2メートルのグリーンベルトを確保する形で現在進めております。なお、センターラインと外側線は引く予定となっております。

参加者：グリーンベルトが2メートルという理由が中途半端だと思います。安全面を考えると歩車道境界ブロックを設置すべきだと思います。

建設部長：最低 2 メートルあれば車いすがすれ違えるということで 2 メートルにしておりますが、今回はあくまでも歩道ではなくて、歩行者通路ということで整理をしております。今の計画では車道とグリーンベルトを分けるためにポールを設置する予定ではありましたが、ご提案いただきましたように、どちらが安全かというところを考えて、もう少しその辺りは検討させてもらいたいと思います。

参加者：今回工事費を市で負担するという説明がありましたが、これは事業者が計画すべきだと思います。それを受けて市に協議が来て、次に警察に協議がいくと思いますが、そうすると原因者は事業者ではないでしょうか。道路管理者である市にも協議は来ているのでしょうか。

建設部長：市道からの乗り入れになりますので、その辺りの協議は当然あります。また、乗り入れ口の工事は事業者が行います。

参加者：交差点の工事も事業者が行うべきではないですか。3 月 4 日からの工事ということは、令和 7 年度予算で繰り越しをしていると思います。この予算はいつ取ったのでしょうか。

建設部長：令和 7 年 12 月議会です。

参加者：開発者の計画図面に合わせて市が工事をするのでしょうか。

建設部長：それは違います。土地利用の形態が変わることに伴い、市道の安全を確保するために押しボタン式の信号機を移設するという方針決定がまずありました。したがって、どのような事業者が進出されようとも、市の方で道路を整備するということで進めてまいりました。

参加者：先日、住民健診で保健センターへ行きました。その日は雨が降っていたのですが、工事の関係で桜 15 号線の部分に鉄板が敷かれておりました。その鉄板のせいで足元が非常に不安な状態でした。大変滑りやすくなっており、歩道も確保されていないため、どこを通ればよいのか分からない状況でした。せめて保健センターで事業や行事がある際などには、市民のために安全を確保していただきたいと思います。ご要望としてお伝えいたします。

参加者：市役所側を A 地点、反対側を B 地点とした場合、現在であれば B 地点へ行くまでに信号は 1 つだけですが、コの字状の横断歩道になると 3 回も信号を渡らなければならない状況になるわけです。そうなりますと、保健センターへ向かわれる障害者の方や車いすをご利用の方など、多くの方々の通行に支障が生じるかと思います。したがって、これをスクランブル交差点にすれば、信号 1 つで斜め横断も含めてスムーズに横断できるようになります。警察から指導を受けたとのことですが、逆に警察と協議を行いスクランブル交差点にすることができれば、市民の皆様や障害者の方々の円滑な歩行につながるのではないのでしょうか。提案として、スクランブル交差点の導入についてはいかがでしょうか。

建設部長：スクランブル交差点につきましては、そう簡単に設置できるものではないと伺っておりまして、通行者の人数などの条件もございます。警察と協議した中では、現在の形が一番であるということで指導を受けております。

参加者：それは単に受けた指導内容に対する受け止めの問題であって、協議の進め方の話だと思います。この場所がどのような場所かといえば、保健センターへ向かうための重要な歩道です。そこを渡るために市民の皆様が大変なご苦勞をされるわけです。これは市から要望として「スクラ

ンブル交差点にしたい」という協議を行っていただければ、その方向で進められるのではないかと思います。歩行者の人数が何人であるかといった点は、また別の問題ではないでしょうか。

建設部長：その点につきましては改めて確認を行ってありますが、やはり実現はなかなか難しいと伺っておりました。

参加者：開発行為において安全を確保するのであればセットバックが必要だと思いますので、これは市の指導によるものであり、市と開発事業者が協議を行う形になるかと存じます。その場合、市の道路管理者といたしましては、開発事業者に対して「歩道の安全を確保したいので何メートルかセットバックしてほしい」といった要望を出すことができると思うのですが、そうした協議は行われなかったのでしょうか。

建設部長：通常の民間の開発行為等であれば、そのような協議や指導を行っていくことになりますが、本件につきましては市が土地をお貸しして進めた経緯がございます。そのため、すでに7メートルの幅員という方針が定められており、その幅で分筆登記も完了しておりました。その枠組みの中で道路を整備するしかなかったという事情がございます、今回このような形となっております。

市長：私から一つ確認させてください。保健センターに行かれる方は緑のラインを通ることになりますので、保健センター側の横断歩道は渡る必要がないですね。

参加者：二木大通線沿いを通って行く方は2回渡ることになります。これがスクランブル交差点であれば1回で済みます。

市長：分かりました。ありがとうございます。

参加者：私は、この道路云々の問題ではなく、事業の白紙撤回こそが最終的なゴールであり希望であると考えております。白紙撤回となれば、道路がどうこうといった議論自体が全て不要になります。そうした無駄な議論を繰り返すのではなく、市長には最後まで白紙撤回に向けて尽力していただきたいと思っております。「止められるものなら止めたい」とおっしゃった当時の思いそのままに、たとえ税金や違約金が生じたとしても、止められるのであれば今すぐ止めていただきたい、その一心でございます。これは本日お集まりの皆様も共通して抱いておられる思いではないでしょうか。

また、2点目といたしまして、建設部長や総務部長、政策部長をはじめとする担当部署の方々が責められる場面もございました。私としても全く責任がないとは申し上げませんが、職員の皆様が悪者だとは考えておりません。一番責任があるのは、前市長および今この場にいらっしゃらない当時の賛成議員の方々ではないでしょうか。出て来られないからこそ、この場に不在なのだと思います。実際、先日の説明会にも誰一人としてお越しになりませんでした。現在、矢面に立たされている職員の方々が一番辛い思いをされているはずです。指示を受け、やらざるを得ない業務を遂行しただけで責められている現状ですが、本来であれば議決を行った議員自身が説明を果たすべきであると考えます。市長が新しく替わり、意見を言えないような環境はもはや存在しないはずです。ぜひ職員の皆様も信念を持って反対意見を含めた様々な発言を行い、新しい市役所の体制を構築して、これからの岩沼市を作り上げていっていただきたいと思います。

参加者：私は市役所前の大変交通量の多い地域に住んでいるわけではございませんので、普段の交通量の激しさや状況を完全には把握できておりませんでした。しかし、選挙期間中に一度辻立ちをした際、朝の7時・8時の車通りの多さを目にし、私たちが住んでいる地域とは桁違いの交通量であると実感いたしました。本日ここで説明をお聞きし、なぜ信号機を設置しなければならないのかといった点も含めて考えますと、保健センターへ向かう道路を事業者に完全にお貸しする前提で市道にしたのではないかとしか思えてなりません。そのうえで双方の店舗から乗り入れ口が2箇所も設置される形となり、このような状況で市民の安全を守ることができるとお考えなのでしょうか。大変残念に思っております。もし万が一、これにより深刻な交通渋滞が発生した場合、その責任は一体どなたが取るのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

市長：このまま事業が進み危険な状態に陥ってしまったとすれば、それは私の責任であると考えております。その点につきましては大変申し訳なく思っております。「こうした状況が懸念されるため、予防措置を講じてほしい」と警察へ申し入れることは可能です。その取り組みにつきましてはぜひ試みたいと考えております。実際に事故や混乱が起こってからでは遅いという思いを強く抱いておりますので、できる限りの対策にはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

参加者：桜15号線につきましては、保健センターで行き止まりになるという認識でよろしいでしょうか。そうなりますと、桜15号線の両側に事業者が店舗を構えることになります。その際、この15号線からそれぞれの店舗へ直接車が進入できるような乗り入れ口を設置させないようにしなければ、保健センターを利用する市民にとって非常に危険な状態となります。ここからの出入りは絶対に行えないよう、封鎖する指導をしていただきたいと思います。直接の乗り入れ口を作らせないという点について、ぜひご約束いただきたい。

市長：申し訳ありませんが今の段階ではお約束ができません。なぜならば今それが前提で全てが進んでいるからでございます。申し訳ございません。

参加者：資料の「契約の履行と白紙撤回について」の回答部分に、「これまでの決定プロセスや議論の内容を把握・整理している段階である」と記載されております。先ほど市長がお答えになられたように、この整理や検証を待ち望んでいるのは、やはり多くの市民であると感じております。本日ここにお集まりの皆様はもちろんのこと、多くの市民の皆様がこの経緯を知りたいと望んでおられるのではないのでしょうか。しかしながら、残念なことにこの事業を担った本来の当事者が現在は不在となってしまっております。この点は非常に遺憾であります。先ほども申し上げました通り、議員の方々も誰もこの場にお越しにならないというのは、非常に寂しく、悲しい状況だと感じております。これまで進行してきた一連のプロセスを振り返りますと、私はまさに「民主主義の危機」であったのではないかという感を強くしております。このあたりの状況につきまして、鬼澤市長のもとで改めて立て直しを図り、市の職員の皆様も意識を新たに改め、今後の岩沼市政をより良い方向へ導いていただきたいと思いますと存じます。

最後に申し上げますと、これは私個人の直感ではございますが、現状のままでは保健センター機能の維持が困難になるのではないかという印象を抱いております。したがって、将来的には施設の移転を含めた対応が必要となる可能性も考えられます。あの土地を失ってしまったことに対

し、将来的に非常に大きな後悔を抱く時が必ず来るのではないかと懸念しております。

参加者：賃料の算定方法に関して「30年間で9億円の損失」とされる部分について様々な説明がなされておりますが、その後の事業の周知や意見聴取などの対応につきましては、行政機関として大変不十分であったと考えます。

まず1点目に、当時の市長は意思決定の経過を議会に対して十分に説明しておりませんでした。議会内には会派が存在しますが、定数16名のうち13名から14名が一方的に賛成へ回り、実質的な審議がなされない状態にありました。本格的な「審議」が行われていなかったのです。市側としても、適切な意思決定プロセスを開示し、十分に審議できる資料を提出すべきでした。契約書をマル秘として、概要でもいいですけどそれを提示すべきであったにもかかわらず、それすら行われませんでした。さらに、差し止め請求の翌々日にアリバイ工作のように議決を図った点や、十分な精査も行わずに採決に応じた当時の議員の姿勢には大きな問題があったと感じます。今後、鬼澤市長のもとではそのような運営はなされないと信じております。幹部の皆様におかれましても、議会に対して適切な資料を提示し、互いに適度な緊張関係を保ちながら真摯な議論を尽くしていただきたいと思います。

2点目として、実施されたアンケート調査の分析にも疑問が残ります。結果を確認しますと、「カフェ・レストラン」よりも「その他」の回答数が上回っており、公共的な施設を求める声を合算すると全体の約6割を占めております。このような調査結果に対する読み取りが極めて不十分であったと言わざるを得ません。

また、情報発信をホームページのみに頼る手法も改めるべきです。高齢化が進む中、スマートフォン等のデジタル機器を十分に使いこなせない市民も多くいらっしゃいます。地域のコミュニティや広報紙などを効果的に活用し、確実に情報が行き渡る体制を構築すべきです。

最後に、契約締結済みであるため白紙撤回は容易ではないとお話もありましたが、市長として早期の白紙撤回に向けた努力を継続していただきたいと考えております。それと並行し、産官学・市民・議会・行政が一体となって知恵を出し合う場として、懇談会などを設置して議論を深めていく形が望ましいのではないのでしょうか。私たち市民自身も議会や議員の活動を注視してこなかった責任を自覚する必要がありますが、公務員の皆様におかれましても「市民の福祉増進」という本来の目的に立ち返り、今後の行動につなげていただきたいです。

参加者：私自身も一番望ましい形は白紙撤回であると考えております。白紙撤回となったうえで、一から市民皆で話し合っただけ土地の活用方法を決めていくことこそが最善であるという思いに変わりはございません。しかしながら、市役所前を通る際に工事が進展している現実を目にしておりますし、本日市長からお話があった通り、法律の専門家である弁護士の見解としても非常に厳しい条件があるとの説明がございました。私個人としても色々と調べましたが、白紙撤回そのもののハードルが極めて高いということも実感しているところでございます。参加されている皆様を含め、多くの方が白紙撤回を求めておられますし、私も同じ気持ちですが、市としては万が一に備えた「次善の策」についても検討を進めていただきたいと考えております。例えば、ドラモリの敷地内に集会スペースを設置するようなお話がございましたが、何らかの形で公共的に利用可能

なスペースを確保していただくことや、スタバも単なるカフェ利用にとどまらず、市の事業等でも活用できるような条件を講じるといった工夫です。民間事業者への貸与のみならず、市にとっても何らかのメリットが生じるような方策を検討していただき、仮に白紙撤回が極めて困難となった場合であっても、市民の意見を取り入れながらそうした手法を模索していただきたいと思います。後から条件変更を行うことが極めて難しくなるという今回の事態が生じてしまったことは、大変残念でなりません。参考として例を挙げますと、大崎市には「対話による協働のまちづくり条例」というものが存在し、市民と行政が対話し協働しながらまちづくりを進めることを基本方針として定めております。岩沼市におかれましても、こうした条例をぜひ制定していただき、今後はトップの判断のみで物事が決定されるのではなく、市民の声を適切に反映できる制度を整備していただきたいと提案いたします。

参加者： ここで一つの反省とお詫びを申し上げます。本日議論の焦点となっております桜 15 号線につきまして、私は 2 月 27 日の 2 月定例会本会議、すなわち令和 8 年度予算を審議する前の本会議において上程された「市道の認定」に関する議案を、十分に内容を点検することなく異議なし採決に応じて通してしまいました。当時、異議なしと判断いたしましたのは、当該道路が保健センター利用者のために整備される市道であると受け止めていたためです。しかしながら、それは私の認識に過ぎず、実際には事業者側の利用を想定した道路であったと言わざるを得ません。本来、市道とは公の道路であり誰もが利用できるものです。私道とは異なり、行き止まりの道路であっても保健センターという公共施設へ繋がるがゆえに市道として認定されました。そして市道となった結果、保健センターの利用者以外にも自由に通行可能となり、具体的にはドラモリ側の専用出入口 2 箇所、西側のスタバ側における店舗侵入路およびドライブスルー退出路の設置が可能となりました。これは決して保健センター利用者の安全確保を第一に考えた道路ではなく、事業者側の利便性を優先した形になっております。交差点においては安全対策が議論される一方で、市道自体の整備においては安全への配慮がおろそかになり、事業者が進入しやすいよう歩車道境界ブロックも設置せずグリーンベルトのみとする設計が見過ごされていまして、これらを十分に精査することなく賛成してしまったことに対し、大変申し訳なく、悔やんでも悔やみきれない思いでございます。この構造に気づきましたのは、6 月 17 日に開催された説明会において図面を確認し、市道沿いに 4 箇所もの出入口が設置される事実を知った時であります。その瞬間から、市民の皆様に対して大変な間違いを犯してしまったという強い後悔を抱いております。通常、このような重大な影響を及ぼす議案が提出される際には、執行部より詳細な補足説明がなされるものでございます。しかしながら、今回はそうした補足説明が一切ございませんでした。意図的に説明を控えたのではないかと疑念を抱かざるを得ません。今後は議案をチェックする議会側の能力向上はもちろんのこと、大きな問題につながる重要議案につきましては、執行部側におかれましても積極的な補足説明を行っていただきたいと存じます。鬼澤市長におかれましては、そうした真摯な行政姿勢を体現していただけるものと期待いたしまして、私の意見表明とさせていただきます。

参加者： 市役所駐車場にある七十七銀行の ATM はどこかに動かすのでしょうか。

市長:ATMにつきましては移動を行いません。ATMに最も近い一番北側の出入口は閉鎖となりますが、その南側にある 2 箇所の出入口は引き続き開いておりますので、そちらへ迂回してご進入いただく形となります。

市長公室長:本日の市民懇談会は以上とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。